

# 提 言 書

令和8年度予算に向けて

体育館へのエアコン設置について

## 1. はじめに

令和5年4月に、「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」（令和五年法律第二十三号。以下「改正気候変動適応法」という。）が成立しました。さらに同年5月には、同法に基づく「熱中症対策実行計画」が閣議決定され、国を挙げて熱中症対策の一層の推進が図られることとなりました。近年、猛暑日が増加する中、地域住民の生命・健康を守るための環境整備は喫緊の課題です。特に、寄居町立総合体育館・アタゴ記念館は災害時の避難所としての重要な役割を担っており、平時においてもスポーツや各種イベントなど多様な用途で利用されている施設です。こうした中で、十分な空調設備が整っていない現状は、熱中症リスクを高める要因となっています。

## 2. 災害時における避難所としての機能強化

災害時には、避難所での生活において、慣れない環境・過密な空間・換気の難しさなどが重なり、熱中症リスクが非常に高くなります。特に、高齢者や乳幼児、持病のある方など、いわゆる「災害時要配慮者」にとっては、空調の有無が生命の安全に直結する場合があります。

町内においては、小中学校の体育館も避難所として指定されており、その役割は非常に大きなものです。よって、小中学校の体育館においても空調設備の整備は早急に求められます。

## 3. 日常利用時における安全対策

一方、平時においても、小中学校の体育館は、児童・生徒をはじめ、地域住民のスポーツ・文化活動の場として広く利用されています。近年の猛暑下において、空調設備のない体育館内での活動は、熱中症事故の危険性を高めるものであり、安全な活動環境の整備が求められます。

特に小中学生の教育活動において、暑熱環境が学習・運動の質に与える影響は看過できず、教育環境の整備という観点からも早期の対策が必要です。

## 4. 提言

以上の観点から、町民の生命・健康を守り、かつ安全で快適な公共空間を実現するために、以下の通り強く提言いたします。

寄居町立総合体育館・アタゴ記念館へのエアコン設置を早急に進めること。特に、防災拠点および避難所として指定されており優先的に対応すること。

寄居町立総合体育館・アタゴ記念館へのエアコン設置後は、小中学校の体育館にも速やかにエアコンを設置すること。これらの施設も避難所に指定されており、防災の観点からも整備は急務である。

以上、町民の安全性・利便性の向上、ならびに災害時の対応力強化の観点から、強く要望いたします。